

平成25年6月7日
年金局総務課(資金運用担当)
課長補佐 清水(3348)
資金運用専門官 甲斐(3350)
(電話代表) 03(5253)1111
(夜間直通) 03(3595)2867

報道関係者 各位

年金積立金管理運用独立行政法人の中期計画の変更の認可について

年金積立金管理運用独立行政法人から5月28日付で中期計画の変更(基本ポートフォリオの変更)の申請があり、本日、厚生労働省独立行政法人評価委員会年金部会の意見を聴いた上で、その変更を認可いたしました。

ご参考までに、新旧対照表及び認可後の中期計画につきまして配布いたします。

<配布資料>

○年金積立金管理運用独立行政法人中期計画(新旧対照表)

○年金積立金管理運用独立行政法人中期計画(認可後)

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																																				
第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 (略) (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>60%</td><td>12%</td><td>11%</td><td>12%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>—</td></tr></table> (3) 基本ポートフォリオの見直し (略)		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 (略) (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>—</td></tr></table> (3) 基本ポートフォリオの見直し (略)		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%																																
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—																																
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—																																

(注) 変更後の中期計画は、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画

平成22年3月31日付厚生労働省発年 0331 第5号認可
変更：平成25年6月7日付厚生労働省発年 0607 第2号認可

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成22年3月29日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成22年4月から平成27年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

平成22年3月31日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 川瀬 隆弘

第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。

なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

（注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。

2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法

（1）運用の目標

今後年金制度の抜本的な見直しが予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の(1)の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運

用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。
また、運用体制の変更等に注意する。

④ 各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑤ 自家運用

運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。

(3) 運用手法について

年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。

また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。

(4) 財投債の管理及び運用

平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。

なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。

3. 透明性の向上

年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。

また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。

加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。

4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方

基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

(3) 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。

5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投

資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。

- ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。
- ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。
- ③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

（２）年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。

第２ 業務の質の向上に関する事項

１．内部統制の一層の強化に向けた体制整備

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。

さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。

2. 管理及び運用能力の向上

法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの整備等を行う。

3. 調査・分析の充実

内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。

4. 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。

このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めると

ともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき引き続き適正化を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第6 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

20,000億円

2. 想定される理由

予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

現在保有する全ての宿舍（日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市））を売却する。

第8 剰余金の使途

なし

第9 その他業務運営に関する重要事項

1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保

主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。

2. 施設及び設備に関する計画

宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 職員の人事に関する計画

（1）方針

- ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。
- ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。
- ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。

（2）人員に係る指標

人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。

年金積立金管理運用独立行政法人

Government Pension Investment Fund

Press Release

報道関係者 各位

平成25年6月7日(金)
年金積立金管理運用独立行政法人
企画部 企画課
(担当) 課長 森^{もり} 新一郎^{しんいちろう}

(電話直通) 03(3502)2486
(FAX) 03(3503)7398

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画の変更について

年金積立金管理運用独立行政法人は、年金積立金の管理及び運用について国民の皆様のご理解が得られるよう、その状況について公表することとしています。

本日、中期計画の変更について厚生労働大臣の認可を受けましたので、公表いたします。(別紙ご参照)

※独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、中期計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない、主務大臣は認可しようとするときは、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないこととされています。

年金積立金管理運用独立行政法人の 中期計画(基本ポートフォリオ)の変更

概 要

- 平成24年10月、会計検査院の報告書の所見において、「暫定ポートフォリオが安全、効率的かつ確実かなどについて中期目標期間中に定期的に検証することを検討する」こと等と指摘された。
これを受け、厚生労働省より、「基本ポートフォリオについて定期的に検証を行い、必要に応じ見直すよう」要請があった。
- 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)では、厚生労働大臣から任命された金融・経済の専門家からなる運用委員会で審議を行い、検証を行った結果、基本ポートフォリオの変更が必要との結論を得た。

(変更前)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—



(変更後)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	<u>60%</u>	<u>12%</u>	<u>11%</u>	<u>12%</u>	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

従前の基本ポートフォリオの策定等

- 従前の基本ポートフォリオは以下のとおり。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

- これについては、第2期中期計画策定時において、第1期中期計画における基本ポートフォリオを検証した上で、これを維持することとした。
- 中期目標では、運用目標について、次のことが定められている。
 - ① 年金制度の見直しが予定されていること等から暫定的であることに留意すること
 - ② 「安全・効率的かつ確実」を旨とした基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理すること
 - ③ 市場に急激な影響を与えないこと
- 基本ポートフォリオの見直しについては、中期目標において、「急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと」とされている。
- 平成24年10月、会計検査院の報告書の所見において、「暫定ポートフォリオが安全、効率的かつ確実かなどについて中期目標期間中に定期的に検証することを検討する」こと等と指摘された。また、これを受け、厚生労働省より、「基本ポートフォリオについて定期的に検証を行い、必要に応じ見直すよう」要請があった。
GPIFにおいては、これらを踏まえて、今回、基本ポートフォリオの検証に着手した。

検証の実施

(1) 期待リターン・リスク・相関係数の検証

- 各資産の期待リターンについては、直近までのデータを踏まえ検証を行った上で、第2期中期計画策定時のもので据え置いた。
- 各資産のリスク・相関係数については、直近のデータに更新したところ若干変化(全体的なリスクの減少等)が見られたことから、新しい値に変更した。

(2) 従前の基本ポートフォリオの評価

- 新たなリスク・相関係数のもとで効率的な資産構成割合の組合せ(有効フロンティア)を求めたところ、国内債券並みのリスク水準で、従前の基本ポートフォリオより高い期待リターンが得られる組合せが多く見られた。
- 従前の基本ポートフォリオと見直し候補となるポートフォリオについて25年後の損失予測額をシミュレーションするなどした結果、基本ポートフォリオを次のとおり変更することが適当との結論を得た。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
60%	12%	11%	12%	5%

- なお、新ポートフォリオについては、結果的に平成24年12月末時点の実際の資産構成割合(国内債券約60%、国内株式約13%、外国債券約10%、外国株式約13%、短期資産5%)に近い資産構成割合となっている。

(用語の説明)

○基本ポートフォリオ

長期的な観点から設定された運用資産の構成割合のことであり、運用の基本となるものです。

○乖離許容幅

基本ポートフォリオからの乖離が許容される範囲として、資産毎に設定される数値です。

各資産の実際の資産構成割合と基本ポートフォリオで定める資産構成割合の乖離が超えている場合には、その範囲内に収まるようリバランス(資産構成割合の変更)等を行うことが必要となります。

○リスク

資産運用では、運用による収益率(リターン)の変動の大きさ(具体的には、標準偏差)のことをいいます。

リスクが大きい(小さい)資産は、収益率(リターン)の変動が大きい(小さい)ことを示しています。

○相関係数

運用資産間の収益率(リターン)の連動の方向と程度を表したものです。－1から＋1までの間の値をとり、＋1に近い場合は収益率(リターン)が同じ方向に、－1に近い場合は反対の方向に動く傾向があることを示しています。

○有効フロンティア

グラフの横軸にリスク、縦軸に期待収益率(リターン)をとったとき、さまざまな運用資産の組合せの中で、それぞれのリスク水準において最も高い期待収益率(リターン)となる点を結んだ曲線のことです。